

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者 等

4 支援内容

(1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

(2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

新規就農者育成総合対策等事業費補助金（経営開始支援）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域の農業の担い手としてだけでなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるUターンによる親元就農者や半農半Xで就農を希望する方の就農開始を支援します。

3 利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるUターン就農者や半農半Xの方 等

4 支援内容

- (1) 補助要件：次に該当する認定新規就農者以外の方で、2年以上の営農継続の見込みがある方（65歳未満）に対する助成
- ① 県外からのUターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専従者として就農する方
 - ② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方
- (2) 対象経費：営農開始時に必要な経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：82.5万円 最長1年間

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

新規就農者チャレンジ事業

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指す認定新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

3 利用対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

※経営開始資金及び経営発展支援事業との同時利用は不可（受給完了後は利用可能）

4 支援内容

(1) 地区要件：

以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

①地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）であること

②現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

(2) 対象者要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等において確認できること

(3) 対象経費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等

※ 事業費50万円以上

※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

(4) 補助率：

○ 購入：事業費×3/10

○ リース導入：リース物件購入価格×3/7

(5) 補助上限額：法人 3,000万円、法人以外 1,500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月上旬～2月下旬に実施

※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。

- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5497

農山漁村振興交付金（荒廃農地再生支援事業）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

地域の担い手等が行う、荒廃化により地域計画の外側にある遊休農地の解消の取り組みを支援します。

3 利用対象者

農業者個人、市町村、その他（当該農地の所有者）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地であること
- 整備した農用地等において、5年間以上耕作することが確実であること
- 整備した農用地等が事業完了後3年以内に地域計画に位置付けられること
- 対象農地は地域計画の範囲内に含まれていない農用地のうち、再生利用が可能な荒廃農地及び当該農地と一体的に整備する必要のある農地等
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 荒廃農地再生等整備：刈払、伐根、支障物撤去、除礫、整地等
- 簡易基盤整備：農業用排水施設、農道、暗渠排水等
- 付帯事業：農用地利用調整、事業指導・助言等

(3) 補助率：1／2

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）

遊休農地リスタート事業費補助金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

地域の担い手や新規就農者が行う、地域計画の目標地区に位置付けられた将来的に利活用する遊休農地の解消・利活用の取組みを支援します。

3 利用対象者

農業者個人、農業法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件:

- 地域計画に位置付けられた担い手、新規就農者又は認定新規就農者
- 地域計画の範囲内の農用地のうち、人力・農業用機械で草刈り、耕起、伐根、整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地
- 対象農地面積が20a以上であること
- 事業完了後、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
- 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策 等
- 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件（資金交付要件）：

- 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 独立・自営就農であること。
- 青年等就農計画等が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化、新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること。
- 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長3年間、年間最大165万円を交付。
- 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則600万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

新規就農者育成総合対策事業費補助金（就農準備資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

3 利用対象者

県認定研修機関（東北農林専門職大学、東北農林専門職大学附属農林大学校、キャリアサポート・研修センター、（公財）やまがた農業支援センター、鶴岡市新規就農者受入協議会）の研修生

4 支援内容

(1) 補助要件（資金交付要件）：

- 就農予定時の年齢が50歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
- 県が認めた研修機関で概ね1年以上研修すること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと等

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長2年間、年間最大165万円を交付。
- 研修終了後1年以内に50歳未満で就農しない場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額の返還が必要。

5 募集期間

(1) 募集期間：

認定研修機関の研修生等に係る募集期間については、各機関にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：研修先の認定研修機関にお問い合わせください。

(3) 申込み先：県内の認定研修機関

- | | |
|----------------------|--------------|
| ○ 東北農林専門職大学（附属農林大学校） | 0233-22-1528 |
| ○ キャリアサポート・研修センター | 0233-22-8794 |
| ○ （公財）やまがた農業支援センター | 023-641-1105 |
| ○ 山形市新規就農者受入協議会 | 023-641-1212 |
| ○ 鶴岡市新規就農者研修受入協議会 | 0235-25-2111 |

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業（通常枠））

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2) 対象経費：

機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料（軽トラ等汎用性の高いものを除く）等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※ 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

新規就農者育成総合対策事業費補助金
(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度の3年前の年度の4月以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者(対象者が研修中の場合は、経営移譲者と共同申請することで活用可能)

4 支援内容

(1) 補助要件:

- 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、その地域計画が将来像が明確化された地域計画である若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画であること
- 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること
- 経営開始資金による助成を受けていないこと

(2) 対象経費:

- ① 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
- ③ 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料(軽トラ等汎用性の高いものを除く)等

(3) 補助率: ①及び② 国1/3、県1/6、本人1/2

③ 国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額: ①と②の国費合計額 上限600万円

5 募集期間

- (1) 募集期間: 最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類(様式)の入手先: 最寄りの市町村へお問い合わせください。
- (3) 申込み先: 最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名: 農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名: 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号: 023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山)農産振興担当、(村山以外)地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

独立自営就農者定着支援助成金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

収入が安定しない営農開始時50歳以上の新規参入者に対して、営農費用を助成します。

3 利用対象者

農業を営む個人（認定新規就農者）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 申請日の前年度4月1日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。
- 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。
- 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。
- 営農開始時の年齢が満50歳以上65歳未満で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けていないこと。

(2) 対象経費：

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

(3) その他（補助を受けられる期間等について）：

最長3年間、年額66万円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月中旬～4月中旬に募集予定です。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

独立自営就農者育成研修事業助成金（県支援型）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

50歳以上で、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする助成金（2年以内）を交付します。

3 利用対象者

県認定研修機関（やまがた農業支援センター）の研修生

4 支援内容

(1) 補助要件（助成金交付要件）：

- 就農予定時の年齢が原則50歳以上であり、新たに農地等を確保して、独立して農業経営を開始することに強い意欲を有していること。
- （公財）やまがた農業支援センターの受入農業経営者の下で概ね1年以上研修すること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長2年間、年165万円を交付（60歳以上は年82.5万円）。

5 募集期間

- (1) 募集期間：（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：
（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。
- (3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター
- (2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課
- (3) 電話番号：023-641-1117

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（有機転換推進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

3 利用対象者

有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）
慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
（将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る）

4 支援内容

(1) 対象経費：

有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費

(2) 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

(3) 補助上限額：2万円/10a以内

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、または農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2481